

I 平成23年度森林・林業施策の概要

1 基本方針

森林には水源のかん養や県土の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の緩和など様々な公益的機能があり、その重要性はますます増加している。

しかしながら木材価格の長期低迷や林業従事者の減少・高齢化などにより管理されない森林が増加しており、公益的機能の発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、国では、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくことを目的として、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し、路網の整備、森林施業の集約化及び人材育成等により、10年後の木材自給率50%以上を目指すこととしており、その実現に向けた具体的な方策を明らかにした「森林・林業の再生に向けた改革の姿」をとりまとめたところである。

県においては、本年4月に策定した「茨城県森林・林業振興計画2011～2015」に基づき、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」の確立に向けて、間伐をはじめとする森林整備と木材の利用拡大などに取り組むとともに、いばらき木づかい運動や県民参加の森林づくり運動を展開し、林業・木材産業の活性化と機能豊かないばらきの森林づくりを推進していく。

また、平成20年4月から導入した森林湖沼環境税を活用し、「森林環境保全のための適正な森林整備の推進」、「いばらき木づかい運動の推進」、「県民協働による森林づくりの推進」の3つを柱として、緊急に間伐が必要な荒廃した森林の間伐を実施するほか、平地林や里山林の保全・整備、県産材を使用した新築木造住宅への支援、県や市町村等施設の木造化・木質化、森林環境教育などのための事業を実施し、機能豊かな森林づくりを推進していく。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方のみならず本県にも甚大な被害をもたらし、各地で山腹崩壊が発生するとともに、多くの治山・林道施設が被災したところである。

今後は、国の災害復旧制度等を活用しながら、これらの山腹崩壊地や被災施設の早期復旧を図っていくこととする。

(1) 林業・木材産業の活性化と機能豊かないばらきの森林づくりのための施策

① 林業の再生と元気な担い手づくり

- 1) 持続可能な森林経営の実現
- 2) 林業担い手の確保・育成
- 3) 特用林産の振興

② 県産材の利用拡大と安定供給体制づくり

- 1) いばらき木づかい運動の展開と県産材の利用拡大
- 2) 木材産業の経営強化と木質バイオマスの活用の推進
- 3) 県産材の安定供給体制の整備

③ 機能豊かな森林の育成と活力ある山村づくり

- 1) 県土保全対策の推進と機能豊かな森林の育成
- 2) 県民参加の森林づくりと緑化意識の啓発
- 3) 山村の活性化と交流の促進

(2) 具体的な取り組み

【 林 政 課 】

① 林業の再生と元気な担い手づくり

1) 持続可能な森林経営の実現

ア 霞ヶ浦森林計画区において地域森林計画を樹立するとともに、市町村森林整備計画の策定・実行指導を行う。また、地域における森林整備のための活動に対して支援し、森林経営計画（仮称）の作成を促進する。

イ 森林施業の集約化や、高性能林業機械の導入の推進等により、低コストで持続可能な森林経営を確立する。

ウ 提案型集約化施業への取組を促進するとともに、適地においては、列状間伐や全木集材の実施等による低コスト作業システムを推進する。

2) 林業担い手の確保・育成

ア 森林所有者等に対し、林業技術の改善や林業経営の合理化、森林整備の促進を図るとともに、試験研究の成果を効率的に普及するため、林業普及指導事業を実施する。

イ 森林整備を支える林業担い手の確保・育成を図るため、森林整備担い手対策基金を活用して、健康保険などの社会保険の掛金や通年勤労奨励金への助成、さらにはリスクアセスメント、高齢者労働安全衛生などの講習会の開催や特殊健康診断など、林業担い手の福利厚生の上につなげる対策を引き続き実施する。

ウ 茨城県林業労働力確保支援センターが中心となって行う、林業事業体の雇用管理の改善及び事業の合理化等を推進するための活動に対して支援し、林業事業体の体質強化と林業労働力の確保・育成に対する対策を総合的に推進する。

- エ 効率的な森林施業の推進と作業の軽減化による林業担い手の参入を促進するため、高性能林業機械の運転操作等の実務研修を引き続き実施する。
- オ 「茨城県林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び生産の流通の合理化に関する基本事項についての基本構想」、及び「茨城県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業事業体が作成する経営合理化計画等を審査・認定し、林業事業体が計画に基づき行う経営改善に支援し、組織・体質の強化を推進する。
- カ 市町村森林整備計画の策定や森林経営計画（仮称）の認定、実行監理等、森林計画制度の運用等を現場で担う市町村行政を技術面から支援する「フォレスター」の育成研修を実施する。
- キ 地域林業の中心的な担い手である森林組合の経営基盤の強化を図るため、森林組合系統が行う提案型施業による森林整備の集約化などの取組に対して支援する。さらに、厳しい経営環境の中でも一定の事業利益を確保し、自立的な経営を維持できる森林組合を中核組合として位置づけ、多くの森林組合が指定されるよう育成・指導を行う。
- ク 新たに林業に就業を希望する者に対して、OJT研修をとおして技術を習得させるとともに、新規就業者が就業を継続していくうえでの労働条件などの問題点等を調査し、今後の林業労働力確保対策の施策に反映させる。
- ケ 新たに特用林産物生産に就業を希望する者に対して、OJT研修をとおして技術を習得させるとともに、産地PR、品質や安全性の向上、新しい商品開発等の取り組みを行い、特用林産物の生産振興を図る。

3) 特用林産の振興

- ア 地域ブランド力の強化と生産者や産地の見える化、技術や資源の継承を図るため、生産者と消費者との交流等をとおして、産地の魅力度アップ、県民の理解度向上などにより、地産地消の推進と特用林産物の消費拡大、さらには、新規参入者の増加を図る。
- イ 特用林産物の振興を図るため、試験研究機関である茨城県林業技術センター「きのこ研究館」と連携し、生産者への支援を行う「生産者支援施設」の利活用を促進する。また、特用林産物や森林について楽しみながら学べる「茨城県きのこ博士館」を通じて、県民に特用林産物のPRを図る。

② 県産材の利用拡大と安定供給体制づくり

1) いばらき木づかい運動の展開と県産材の利用拡大

- ア 「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」及びこれに基づく基本方針などを踏まえ、公共建築物・公共工事における県産材の利用を推進する。
- イ 県・市町村等施設の県産材を活用した木造化・木質化を推進するほか、学校等への県産材を使用した木製品の導入に対する助成を行う。

- ウ 県産材を使用した木造住宅建築に対して、柱材等に係る経費を助成する。
- エ 林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広く県民に対する木材利用の普及・啓発を図る。

2) 木材産業の経営強化と木質バイオマスの活用の推進

- ア 人工乾燥材の需要を拡大し、流通を促進していくため、木材の乾燥及び仕上げ加工等に関する技術研修を実施し、木材産業就労者の担い手を育成する。
- イ 事業協同組合等が行うラミナ製材工場や、集成材工場の整備に対して助成を行い、県産材の利用を促進し、間伐等森林整備の推進と木材産業の振興を図る。
- ウ 茨城県森林整備加速化・林業再生基金を活用して、地域の実情に応じた里山再生対策、高性能林業機械等の導入、木材加工流通施設等の整備、間伐材の流通の円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図る。
- エ 林業生産基盤の整備や林業経営の安定、林業及び木材産業経営の改善、林業労働に従事する者の確保を図るため、政府系金融機関による融資や林業・木材産業改善資金の活用を促進する。
- オ 木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の活用を促進する。

3) 県産材の安定供給体制の整備

- ア 県産材の素材生産から流通にいたる円滑な原木供給体制の確立を推進するため、国、市町村及び林業関係団体等との連携強化を図る。
- イ 人工乾燥材の需要を拡大し、流通を促進していくため、木材の乾燥及び仕上げ加工等に関する技術研修を実施するとともに、人工乾燥材の流通に関する調査等を実施する。

③ 機能豊かな森林の育成と活力ある山村づくり

1) 県土保全対策の推進と機能豊かな森林の育成

- ア 都市近郊にあり県民生活に様々な恩恵をもたらし、やすらぎや憩いの場を提供してくれる平地林・里山林の保全・整備を図るため、身近なみどり整備推進事業を実施する。
- イ 近年、健康づくりや森林環境教育の場などとしての活用に期待が高まってきている県民の森等の自然観察施設については、指定管理者による県民のニーズに沿った質の高いサービスの提供と効率的な管理運営を行うとともに、老朽化した施設については、安全で快適に利用できるよう改修等を行う。

2) 県民参加の森林づくりと緑化意識の啓発

- ア 都市住民による育林活動を通じて山村住民との交流を広げる県民参加の森づくり事業を実施する。
- イ 住民参加の森林づくりを推進するため、「森林づくり地域リーダー」の養成研修を実施する。
- ウ 緑化運動の推進母体である（社）茨城県緑化推進機構と連携しながら、県民の緑化への関心と理解を一層促進するため緑の募金活動を幅広く展開する。
また、全市町村に設置された緑の少年団の活動支援や森林環境教育に取り組む機会を創出するため緑化運動推進事業を実施する。
- エ 小・中学校の児童生徒がしいたけやひらたけの栽培や森林・林業教室等の体験を通じて、森林・林業の重要性を認識させるため、学校教育、社会教育関係者との連携による森林・林業教育推進事業を実施する。
- オ 森林の働きや重要性などの普及啓発のほか、企業やNPOなどが行う森林づくり活動の取組への情報提供や、森林づくりや木づかい・森林環境学習活動の取組みに対する助成を行う。
- カ 子どもたちが身近なところで森林環境学習のできる学校林等の整備に対し助成を行う。

3) 山村の活性化と交流の促進

- ア 県民参加の森づくりを推進するため、ボランティア等を対象とした下刈り等の体験活動を行うとともに、県民の自発的な森林ボランティアへの参加や団体の組織化を促進する。

【 林 業 課 】

① 林業の再生と元気な担い手づくり

1) 持続可能な森林経営の実現

- ア 活力ある健全な森林を育成し、森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、市町村森林整備事業計画に基づき、計画的に行われる植林や下刈りから除間伐等の保育に至る一体的な森林整備を推進する。
- イ 品種系統の明らかな優良種苗を計画的・安定的に確保するため、採種園の整備や松くい虫に抵抗性のあるマツの育種等を行うとともに、花粉の少ないスギ品種や広葉樹苗木の生産体制を整備する。また、本県産の優良苗木を安定的に供給するため、計画生産体制の強化、担い手の養成等を目的とする優良種苗安定供給対策事業を実施する。

- ウ 森林湖沼環境税を活用して、間伐促進全体計画調査結果に基づき緊急に間伐を行う必要がある管理放棄され荒廃した森林のうち、水源かん養機能又は山地災害防止機能が高い森林を対象として行う間伐や、効率的な間伐を行うための作業道の開設などに支援し、効率的で低コストな間伐を推進する。
- エ 京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、林業経営の上で条件が不利で長期間未整備な森林を対象として、定額助成による間伐を推進する。
- オ 林業生産性の向上、県産材の安定供給、山村地域の生活環境の改善を図るため、林道の開設を行うとともに、林道機能の向上と通行の安全を確保するため、林道の改良・舗装を実施する。
- カ 奥久慈地域の広い流域を単位とした林業を推進し、山村地域の生活環境基盤の充実を図るとともに、都市と山村との交流を促進にするため、奥久慈グリーンライン林道整備事業を実施する。
- キ 異常気象等の自然災害により被災した林道を早期に原形復旧するため、林道施設災害復旧事業等を実施する。
- ク 県有林（指導林 428ha, 分収林 1,345ha, 計 1,773 ha）について、県の基本財産の造成及び民有林における森林整備の指標的役割等の目的を果たすため、今後も森林の適正な管理に努める。また、失業者の雇用創出を図るため、緊急に保育を必要とする県有林地の除伐作業を緊急雇用創出事業の一環として実施する。

② 機能豊かな森林の育成と活力ある山村づくり

1) 県土保全対策の推進と機能豊かな森林の育成

- ア 山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧整備と豪雨等による山地災害の防止を図り、地域住民の安全・安心を確保するため、山腹工、治山ダム工、流路工、落石防止工などを施工する山地治山事業等（復旧治山事業、予防治山事業、災害関連緊急治山事業等）を実施する。
- イ 水源地域の奥地保安林を対象に、治山ダム工や本数調整伐等の森林整備を一体的に行うことにより、水源かん養機能を回復向上させるための水土保全林整備治山事業を実施する。
- ウ 機能の低下した保安林を対象に、植栽工や本数調整伐等により保安林機能の回復を図るための保安林改良事業を実施するとともに、治山事業を実施した森林を対象に、健全な保安林に成長させるための保育事業を実施する。
- エ 海岸線に帯状に成林し、潮風、飛砂等から後背地の農地や宅地等を保全している海岸防災林（クロマツ林）を波浪等による海岸浸食から保全するため、防潮護岸工や消波工、砂丘造成工等の海岸防災林造成事業を実施する。
- オ 異常気象等の自然災害により被災した治山施設を早期に原形復旧するため、災害治山復旧事業等を実施する。
- カ 小規模な荒廃地の復旧と予防や、海岸防災林を保全する簡易施設の設置や植栽、

保安林の保育・改良，小流域の水源林の整備及び，災害の応急工事等の県単治山事業を実施する。

キ 海岸県有林 286ha について，県民の生活を守る飛砂防備等の防災林としての機能を発揮できるよう，県有林の境界の保全や松くい虫被害対策などの森林整備，不法投棄されたゴミ処理等の実施により，海岸県有林の保全と適正な維持管理に努める。

ク 適正な保安林の管理と県民への情報提供を正確に行うなど保安林制度の適正な運用に努めるとともに，森林整備保全事業計画や，地域森林計画に基づく特定保安林の指定など計画的な保安林の整備を推進する。

ケ 保安林等公益的機能の高いマツ林を対象に，松くい虫による被害を予防するとともに，被害のまん延を防止するため，森林整備加速化・林業再生基金を活用した伐倒駆除や緊急雇用創出事業交付金を活用した薬剤による予防散布・伐倒駆除等を実施する。

2) 県民参加の森林づくりと緑化意識の啓発

ア 治山・林道の現場見学や間伐などの森づくり体験を通じて，森林の持つ様々な働きや重要性について，理解促進を図るため，「来て・見て・触れる森づくり体験事業」を実施する。

3) 山村の活性化と交流の促進

ア 奥久慈地域の広い流域を単位とした林業を推進し，山村地域の生活環境基盤の充実を図るとともに，都市と山村との交流を促進にするため，奥久慈グリーンライン林道整備事業を実施する。